

職員ヒアリング対象事業に対する質問事項

No. 7 白井市教育大綱策定事業

質問項目	質問内容
<p>(共通)</p> <p>実施した市民参加手法の自己評価</p> <p>評価基準及び水準の理解度</p> <p>意見交換会・ワークショップの開催について</p>	<p>選択した「市民参加の手法」及び実施した手法に対する自己評価について</p> <p>「市民参加条例」、「逐条解説」及び「市民参加の総合的評価(基準・水準)」を十分に理解したか?</p> <p>総合教育会議のメンバーに一般市民の参加は法律で可能となっていない。したがって、市民の意見はパブリックコメントで求めたとしたことは理解できる。けれどももう一步踏み出して、総合教育会議の議論の方向性を提示して意見交換会ないしワークショップを開催し、市民の英知を結集することも考えてほしい。</p> <p>教育委員会としては、所管事業の中で、どのような事業、案件が市民参加の対象事業になると考えているのですか。</p> <p>⇒ 対象事業の市民参加と無関係のため</p>
<p>(審議会)</p> <p>審議会</p> <p>市民からの意見聴取について</p>	<p>教育委員も市民ではあるが、パブコメの意見もなく内輪だけの事業と言えないか?</p> <p>義務教育中、子育て中の世代の関心も得られるような創意はないのか?</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の四第5項には総合教育会議は・・・関係者又は学識経験を有する者から意見を聞くことができるとある。</p> <p>市民からのヒアリングの場を設けるなど、市民の意見を聴く工夫はできなかつたか。教職経験者、学識経験者は市民にも数多いる。</p>
<p>審議会について</p>	<p>教育会議の委員の中に市民はいるのか(教育委員会の5名の中に)</p>

<p>審議会の設置</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>パブコメ期間について</p> <p>パブコメについて</p> <p>パブリックコメント</p>	<p>法律に基づき特定の者だけで構成されている総合教育会議を「市民参加」の審議会とみなした根拠について問う (市民が不在で、発言も質問も出来ず、審議・検討結果の諾否も出来なくても市民参加と言えるのでしょうか)</p> <p>唯一の市民からの意見聴取の手段であったのが。パブコメ。もっと期間を長く取れなかったのか。 例えば流山市ではパブコメ期間1カ月を取り回答者12人の結果を得ている。</p> <p>意見ゼロをどう思っているか</p> <p>パブリックコメントを実施した理由について問う。 (総合教育会議と並行して市民に対する説明会、公聴会、意見交換会など実施して「大綱」の中に市民の声を反映させる機会を作るべきではなかったか、ただでさえ市民に馴染みの薄い教育大綱を、大綱策定の趣旨も策定過程も知らされなくて、パブリックコメントを募集する意味が何所にあるのでしょうか。 パブリックコメントは一応“市民の声を聴いた”と云う姿勢を示しただけなのように思えます)</p> <p>本事業を、市民参加の対象事業としたのは何故ですか、そして何を目的にしたのですか。 パブリックコメントの実施では、何を期待されたのですか。</p>
---	--